



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会社名 積水化学工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 高下 貞二  
(コード番号 4204 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役執行役員 平居 義幸  
電話番号 03-5521-0522

### 株式交付制度の導入について

首件、当社は平成 28 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、当社幹部従業員、当社子会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員、当社持分法適用子会社のうち当社の議決権所有割合が 35%超 50%未満の 4 社の代表取締役（以下「幹部従業員等」という。）を対象とした株式交付制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入

- (1) 幹部従業員等を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い株式交付制度として本制度を導入いたします。
- (2) 本制度は、各対象者の職位に応じて幹部従業員等に当社株式が交付される株式交付型のインセンティブ制度であります。
- (3) 本制度を導入するにあたっては、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」）と称される仕組みを採用します。



(ご参考)

【信託契約の内容】

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| ① | 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ② | 信託の目的   | 幹部従業員等に対するインセンティブの付与   |
| ③ | 委託者     | 当社   |
| ④ | 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））                                      |
| ⑤ | 受益者     | 当社幹部従業員、当社子会社の代表取締役および一部取締役ならびに<br>幹部従業員、当社持分法適用子会社のうち当社の議決権所有割合が<br>35%超 50%未満の4社の代表取締役 |
| ⑥ | 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）   |
| ⑦ | 信託契約日   | 平成28年9月（予定）  |
| ⑧ | 信託の期間   | 平成28年9月（予定）～平成31年8月末日（予定）  |
| ⑨ | 制度開始日   | 平成28年9月（予定）  |
| ⑩ | 議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪ | 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ | 信託金の金額  | 6.2億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）   |
| ⑬ | 帰属権利者   | 当社   |
| ⑭ | 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得<br>資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                               |

【信託・株式関連事務の内容】

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| ① | 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② | 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に<br>基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。       |

以 上